

# 調査の見直しに伴う全国家計構造調査規則の改正について

## 1 規則改正の趣旨及び背景

本件は、2019年全国家計構造調査の実施に当たり、同調査の調査計画の見直しに伴い全国家計構造調査規則の一部を改正するものである。

全国家計構造調査※（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、全国家計構造調査規則（昭和59年総理府令第23号）の定めるところにより、昭和34年から5年ごとに、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的として調査を実施している。本調査の結果は、国民年金・厚生年金の年金額の検討、介護保険料の算定基準の検討、生活扶助基準の検証、所得格差・資産格差の現状把握、公務員給与の検討といった国の政策の基礎資料として利用されるだけでなく、地方公共団体の福祉行政、消費者行政など地域社会に密着した行政施策の基礎資料として利用されている。

※ 調査の名称を全国消費実態調査から全国家計構造調査へ変更した。（全国消費実態調査規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第17号）を平成31年3月14日付けで公布・施行）

今般、2019年の調査に当たっては、次の3つの観点から調査計画の見直しを実施した。

- ①総世帯・単身世帯の統計精度の向上
- ②所得・家計資産に関する統計精度の向上
- ③報告者負担の軽減及び調査事務の減量・効率化

なお、この見直しに係る調査計画の変更申請は、次の統計委員会諮問・答申を経て、平成31年3月14日付けで承認済みである。

- ・平成30年9月28日付け諮問、同年12月17日答申
- ・平成31年1月30日付け諮問、同日答申

## 2 改正の概要

主な改正事項は次のとおり。

### （1）調査の目的（第2条）

基幹統計である全国家計構造統計の作成目的との整合性を図ること等のために必要な改正を行う。

### （2）調査月（第4条）

報告者負担の軽減及び調査事務の減量・効率化のため、調査期間を3か月から2か月に短縮し、調査月を10月及び11月に変更

(3) 調査の種類及び調査の対象（第5条、第6条）

基本調査（旧：甲調査）、簡易調査、家計調査世帯特別調査、個人収支状況調査（旧：乙調査）の4系統に変更

(4) 調査事項（第7条）

「主要耐久消費財に関する事項」を削除し、「毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額」を追加

(5) 家計調査の対象となる世帯について行う調査の例外規定（第13条第3項）

家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査は、家計調査の調査票の内容を電磁的記録に転写することにより行うことを規定

(6) 調査票の郵送提出の導入（第15条第4項）

新たに実施する簡易調査において、郵送提出を導入

(7) 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部改正（附則）

別表全国消費実態調査規則（昭和五十九年總理府令第二十三号）の項中「全国消費実態調査規則」を「全国家計構造調査規則」に、「甲調査」を「基本調査及び簡易調査」に改める。

### 3 施行期日

公布日